

令和7年度福井市はたちのつどい開催案内ハガキ広告募集要領

- 1 広告媒体 令和7年度福井市はたちのつどい開催案内ハガキ
- 2 募集内容
令和8年3月21日(土)に開催予定の「令和7年度福井市はたちのつどい」の開催案内ハガキに掲載する広告の広告主を募集する。
- 3 募集広告掲載媒体の概要(仕様書) 別紙のとおり
- 4 広告募集期間及び質疑受付期間
令和7年8月1日(金)から同年8月22日(金)まで
申請書類の直接持参及び質疑受付は、上記期間のうち、土日祝日を除く平日8時30分から17時15分まで。
- 5 応募の条件
 - (1)「福井市広告事業実施要綱」及び「福井市はたちのつどい開催案内ハガキ広告掲載要綱」を遵守すること。
 - (2) 広告内容に「広告主名称」及び「連絡先」を必ず明記すること。
- 6 申込み方法
 - (1) 提出書類
 1. 福井市はたちのつどい開催案内ハガキ広告掲載申請書
 2. 広告原稿 紙又は電子データ(BMP 若しくは JPEG 形式の画像データ又は PDF 形式で、高画質なもの)
 3. 見積書(封入)
 4. 国税、市税の滞納がないことを証する書類(納税証明書)
 5. 事業所役員等において福井市広告事業実施要綱第7条に該当するものがないことを証する書面(誓約書等)
 6. 法人登記簿(個人の場合は事業所の代表者、事業概要等を証する書面)
 7. その他(会社概要、パンフレット等)
 - (2) 提出場所 〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号
福井市教育委員会事務局 生涯学習課 電話 0776-20-5361
 - (3) 提出方法 直接持参又は郵送
※郵送の場合は、封筒に「広告掲載申請書在中」と明記のうえ、令和7年8月22日(金)までに必着のこと。
- 7 審査・決定方法等
審査にあたり、申請者に資料の提出を求めることがある。提出された内容を審査する。審査の結果、適当と認められるものが募集枠数を超える場合は、提示金額

の高いものから上位2者を優先とし、金額が同じ場合には抽選により決定する。

なお、掲載場所の選択は、提示金額の上位者を優先とし、金額が同じ場合には抽選により決定する。

8 結果報告 申請者に対し、審査結果を通知する。

9 広告掲載までのスケジュール（予定）

申請書・質疑の受付	令和7年8月1日から同年8月22日まで
審査・決定	同 9月上旬
申請結果の通知	同 9月中旬
契約締結	同 9月下旬
掲載広告（完全原稿）データの提出	同 9月末
印刷物の校正作業	同 10月中
対象者への発送	同 12月中旬

※スケジュールは予告なく変更する場合があります。

10 広告掲載料の納入

- (1) 広告掲載が決定した後、広告主は、市と契約を締結するとともに、市が交付する掲載料金の納入通知書により、契約締結後速やかに広告掲載料金を一括納付するものとする。
- (2) はたちのつどいの中止等により開催案内ハガキの発送ができなかった場合、広告料は返金する。延期で発送が遅延となった場合や発送できなかったことにより生じる損害の補償は行わないこととする。

11 その他

- (1) 「福井市広告事業実施要綱」及び「福井市はたちのつどい開催案内ハガキ広告掲載要綱」を熟読の上、申請すること。
- (2) 本申請に係る費用は、申請者の負担となる。
- (3) 提出書類については、返却しない。
- (4) 広告が民間事業者等の広告であることを明確にするため、広告掲載枠外に次の文言を付記することとする。
「民間広告」

12 問合せ先

担当： 福井市教育委員会事務局 生涯学習課
郵送先： 〒910-8511 福井県福井市大手3丁目10番1号
電話： 0776-20-5361
FAX： 0776-20-5338
メール： syougai@city.fukui.lg.jp